5　放出等の許可の考え方

特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄又は逸出等を防ぐことであり、特定外来生物の放出等を原則禁止とする本法第９条の規定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者がその管理を放棄し、野外への放出等をする行為は、生態系等に係る被害を及ぼす危険が高くなるため原則禁止とするが、防除技術の開発のための生態、行動形態等の解明等、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等をする場合には、例外として主務大臣の許可を受けることができることとする。ただし、この場合であっても、当該放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、一定の要件を満たす必要がある。

なお、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取した直後にその場で放出等する行為は本法第９条の対象とはならないが、捕獲及び採取後の特定外来生物の飼養等、譲渡し等及びそれらに係る放出等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

⑴　許可の目的

防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限る。

⑵　許可の基準

放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、許可に際して必要な基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

ア　当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

イ　当該放出等を行う土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。

ウ　当該放出等の目的である学術研究の計画が適正なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

エ　当該放出等に伴い、飼養等を行う場合には、当該特定外来生物に係る本法第５条第１項に基づく飼養等許可を受けている又は許可を受ける見込みがあること。

⑶　許可条件

放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ、許可の有効期間、放出等することができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届出等について条件を付すものとする。なお、許可の有効期間及び放出等することができる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とすることとする。

⑷　その他

許可者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

ア　放出等をするときは許可証を携帯し、求められた場合にはいつでも提示できるようにすること。

イ　放出等に伴い、当該特定外来生物の飼養等を行う場合には、別途本法第５条第１項に基づく飼養等の許可を受け、かつ定められた方法により飼養等を行うこと。

ウ　当該放出等を行う土地の周辺であり、当該放出等により、当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の土地の所有者等に周知し、理解を得るよう配慮すること。

エ　放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために鳥獣を捕獲する場合は、本法第３章に規定する防除として行うか、又は鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けること。

6　立入り等

⑴　許可者に対する立入り、指導等

本法の規制の実効性を確保するため、関係機関と連携して立入りの徹底などにより飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努め、指導監督の強化を図るものとする。また、放出等許可についても、不適切な方法で特定外来生物を放出等した場合は、生態系等に係る被害を及ぼす危険性が高いことから、報告徴収又は立入りなどにより状況把握に努め、指導を徹底するものとする。

また、不適切な飼養等又は放出等がみられ、生態系等に係る被害の防止のために必要な場合には、措置命令又は許可の取消しを行う。

⑵　許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

許可なく、飼養等、譲渡し等又は放出等をした者を確認した場合には、立入り等により状況を把握するとともに、不適切な管理による生態系等に係る被害が発生しないよう、必要に応じて、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずることとする。

第４　国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合、②指定後、野外へ遺棄又は逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合が考えられることから、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。

その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに、新たに遺棄又は逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意する。

防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づき適切に防除を実施する。

なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。

1　防除の公示に関する事項

⑴　防除の主体及び公示の方法

国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じ、連携して適切な防除がなされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

防除の公示は、防除の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて行うものとし、防除の公示は国民に広く知らせることができるよう、官報に掲載して行うほか、掲示板への掲示やインターネット等の手段も活用して迅速に行うものとする。

⑵　防除を行う区域及び期間

防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国又は広範な地域を対象に防除の区域を定めることとする。

防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定めるものとする。

なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更又は期間の延長等を行うものとする。

⑶　防除の内容

防除の公示では、次の内容を定めるものとする。

ア　防除の目標

防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等の目標を設定する。

イ　防除の方法

防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。

なお、放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

①　放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

②　放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。